東大阪市立日新高等学校
学校食堂・購買営業
及び自動販売機設置事業者
募集要項

令和 8 年 11 月

東大阪市立日新高等学校・学校教育部高等学校課

1　事業概要

（1）趣旨

東大阪市立日新高等学校（以下「日新高校」という。）では、これまで生徒、教員等が利用する『食堂、購買、自動販売機』（以下、「施設等」という。）を設置する事業者を選定し、その事業者に施設等の使用を許可することにより、飲食のサポートを行い、学校運営が円滑に行えるように進めてきた。

現在営業を行っている事業者による営業開始から令和 9 年 3 月 31 日をもって 5 年が経過し、事業者を見直す時期に来ているため、施設等を運営する事業者を選定し、その事業者に施設等の使用を許可する必要がある。

現在、日新高校では生徒確保のため学校改革、学校活性化のための様々な取り組みを行っている。今回、施設等を運営する事業者には、学校の魅力発信につながる様々なアイディアを提案していただくとともに、学校活性化への貢献についても選考基準の一つとし、事業者の選定を行うものである。

（2）施設等の概要

①食堂・購買

・使用許可場所・所在地：東大阪市立日新高等学校校舎の一部
　　東大阪市日下町 7 丁目 9 番 11 号
・使用許可面積：95.84 ㎡
・使用料：34,332 円
・位置：（別紙１）日新高校図面参照

②自動販売機

・使用許可場所・所在地：東大阪市立日新高等学校校舎の一部
　　東大阪市日下町 7 丁目 9 番 11 号
・設置場所：日新高校食堂入口横に 4 台、他 1 台については校舎内に設置を予定しているが、事業者と協議した上で決定する。
・使用料：1 ㎡あたり、建物内の場合は 3,582 円、建物外の場合は 881 円。設置機種、設置場所により面積が異なるため、決まり次第算定する。
・位置：（別紙１）日新高校図面参照
　＊自動販売機の種類は、学校と協議の上決定するものとする。なお、必ず電気使用量が確認できるように設置すること。　例）個別のメーター等を設置する等。

2　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

（１）次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）付則第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

③被保証人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥破産者で復権を得ない者

⑦東大阪市の入札参加停止措置を受けている者又は東大阪市の入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分

（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

⑧過去３年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

（２）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①～⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む）であること。

①東大阪市の契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質、若しくは数量に関して不正の行為を行った者

②東大阪市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その校正な執行を妨げた者又は公正の価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が東大阪市と契約を締結する又は東大阪市との契約者が契約を履行することを妨げた者

④地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の第１項の規定により東大阪市が実施する監査又は検査にあたり職員の職務執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて東大阪市との契約を履行しなかった者、及び正当な理由がなく使用料、光熱水費等を滞納している者

⑥前各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（３）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、承認許可の免許を有していること。（該当するもののみ）

（４）東大阪市暴力団排除条例（平成２４年東大阪市条例第２号）第２条第２号及び第４条の規定に該当しない者

（５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者

（６）令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 30 日までに施設内食堂（官公庁、企業、学校、寮等）を継続して１年以上営業した実績を有していること。

（７）税に関する徴収金を完納していること。

直近２年分の法人税、法人市民税（個人の場合は、所得税、市区町村民税）及び固定資産税・都市計画税を完納していること。

また、最近１事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（９）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(10)破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(11) 食中毒等事故の場合、事業者の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。
(12) 食堂の運営にあたり、法令で定める申請・届出を行い、営業許可等の必要な許可を受けている又は受けられる見込みであり、また、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者が従事できること。

＊上記、募集資格要件をすべて満たしていても以下に該当する場合は、受付できない。
・提出書類に不備がある場合
・申込期間を経過した場合

3　応募条件等

（１）使用料

使用料については、9 割減額した数字を示している。減額分については、食堂等利用者（生徒等）に還元すること。

（２）使用等

①使用許可の期間

使用許可の期間は1年間とし、5年毎の見直しまでの間は、運営等に問題のない限り更新できる。
（令和9年4月1日～最大令和14年3月31日）
なお、事業者として決定したものが当初の使用許可を得てから3年以内に撤退・許可取り消し等があった場合は、評価点で次に高い事業者に使用許可を与えるものとする。
この場合、次点の事業者の使用許可は最大3年間とする。

②学校行事等

使用許可期間中の土・日・祝日・学校休校日は原則休業とするが、学校（クラブ等含む）で行事、催し、また大規模な大会等があり学校から開店の要望があれば可能な限り対応すること。
また、期間中の夏季休業日、冬季休業日、春季休業日等の長期休業日の平日は学校が開校しているが、原則として生徒はクラブ活動、補習等を除き登校はしない。
この他、校外学習や修学旅行等で生徒が登校しない日が年に数日ある。
学期中の定期試験等による試験前及び試験中は短縮授業（午前中のみ）となる。なお、この期間中のクラブ活動は原則禁止となる。

※学校の行事予定については、現地説明会において令和8年度の行事予定表を配布する予定。

③施設等営業時間

仕様書の「３使用条件等」を参照すること。

（３）必要経費の負担

次の費用については、事業者側で負担すること。
①必要な各種手続きに要する費用
②使用前・使用中における室内の床面・壁面等の清掃を行う場合の費用
③発生したごみや残飯等の廃棄物の廃棄に関する一切の費用
④生徒が利用しやすい環境に整備するための費用（看板、メニュー表、料金表、その他事業者が生徒の利便性を考えて行う整備費用）
⑤事業者が、食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の維持補修及び撤去に要する一切の費用
⑥施設等の運営に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用
＊費用の詳細は別紙「東大阪市立日新高等学校学校食堂・購買営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載しているため確認すること。
⑦自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要する工事費等の一切の費用

（４）遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。
①使用許可の条件を遵守し、光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
②使用期間中に２（３）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
③施設等を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
④食材及び販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと。
⑤自動販売機の移設・増設・撤去等を行う場合は、事前に学校と協議し、その指示に従うこと。
⑥食品衛生法、感染症予防法、消防法など関係法令を遵守するとともに必要な対策の徹底を図ることとし、これらにおいて発生した問題については、全て事業者の責任と負担において対処すること。
⑦問い合わせ並びに苦情については、原則として事業者の責任において対処すること。

（５）原状回復

事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を東大阪市または、学校に請求することができない。
また原状回復の際は、事前に作業日程等について学校と協議し、承認を受け、原状回復後は学校

側に報告し、確認を受けること。

（６）有益費等の請求権放棄

事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、学校食堂・購買等に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用を東大阪市または学校に請求することができない。

（７）実地調査

学校において必要がある時は、施設等について随時に実地調査し、資料の提出または報告を求め、その維持及び使用に関して指示することがある。

（８）届出の義務

事業者は、代表者及び名称等に変更があった場合、遅滞無く学校に届け出すること。

（９）運営に関する意見交換会

使用許可期間中、施設等の運営に関し、意見交換を行う場を設ける予定であり、事業者はこれに協力すること。

（10）開始準備

事業者決定後、早期に準備を開始し、新年度授業開始に間に合うよう努めること。

（11）決済について

現金以外でも電子マネー決済を可能とすること。

（12）広報について

食堂運営に関して、可能な限りSNS等を活用するなど、外部へ発信するように努めること。

（13）学校への協力について

学校が主催する催し等へ参画し、様々なアイディアを提案し、可能な範囲で学校の要望に対応して飲食等の提供を行うこと。

4　現地見学・説明会申込み手続き

（1）日時

令和 8 年 12 月 5 日（土）　1 回目　午前 10 時開始
2 回目　正午開始

開始時刻になり次第、スタートするため注意すること。

※1 回目か 2 回目かについては、12 月 4 日（金）にメールにて連絡する。

【重要事項】
現地見学・説明会に参加していない業者は、本件に応募することができない。

（2）場所

〒579-8003　東大阪市日下町 7 丁目 9 番 11 号
日新高校内の食堂、購買
【集合場所】学校正門（事務室前）
＊車での来場は可能です。
土曜日の開催のため、当日の学校への電話での問い合わせは不可（学校休業日によりテレホンサービス中のため）となるため、必ず事前に学校への経路の下見は行っておくこと。

（3）現地見学・説明会申し込み方法

申込期間：令和 8 年 11 月 30 日（月）～令和 8 年 12 月 3 日（木）午後 4 時
（様式 1）現地見学・説明会申込用紙で申し込むこと。
電子メールで、様式を送信後、電話（06-4309-3312）で送信したことを連絡すること。

【メール】koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp

＊メールの件名は、『日新高等学校 学校食堂・購買営業及び自動販売機設置事業者募集に関する現地見学・説明会申込書』とすること。

5　質疑受付

（1）質疑受付期間

令和8年12月7日（月）～令和8年12月10日（木）午後 4 時

（２）質疑書の提出方法

（様式２）質疑書を電子メールで提出すること。
また電子メール送信後、電話（06-4309-3312）で送信したことを連絡すること。

【メール】koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp

＊メールの件名は、『日新高等学校 学校食堂・購買営業及び自動販売機設置事業者募集に関する質問』とすること

（３）回答方法

令和8年12月16日（水）に「現地見学、説明会」に参加した全業者にメールにて回答する。

6　応募手続き

（１）受付期間

令和8年12月17日（木）～令和8年12月24日（木）正午
※最終日以外の受付時間は午前9時～午後5時（ただし12時から12時45分を除く。）

（２）受付場所

〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市　教育委員会事務局　学校教育部　高等学校課（17階）
担当者：宮田

（３）申込みに必要な書類（各１部）

①（様式３）応募申込書
②（様式４・５）誓約書２種類
③２（３）にかかる許認可等の免許書の写し
④２（６）にかかる１年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
⑤会社概要等
　・会社パンフレット等飲食業の１年以上の営業実態が判断できるもの。
⑥販売品目一覧表（食堂用）（様式６）
⑦販売品目一覧表（購買用）（様式７）
⑧販売品目一覧表（自動販売機用）（様式８）
⑨事業計画書（様式９－１～７）

・正本1部、副本12部を提出すること。
・副本には社名や企業ロゴなど、提案者が特定、推測されるおそれのある表記を一切掲載しないこと。正本のみ表紙に「所在地」「商号又は名称」「代表者職及び氏名」を記載すること。
・カラー印刷を可とする。
・様式９－１～７まで、各1枚におさめること。文字の大きさ等は自由とする。

（４）　その他

受付期間内に、申込みに必要な書類を上記に（２）受付場所に直接持参するか、記録が残る郵便にて郵送すること。ただし、郵送での提出の場合は受付期間内の必着に限る。
なお、書類に不備、不足があった場合、または期限を過ぎての申込は受付できません。

【申込み、提出先】
〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市　教育委員会事務局　学校教育部　高等学校課
担当者：宮田
電話06-4309-3312

7　営業事業者の選定並びに決定

（１）提出された申込み書類等の審査を行い、必要な資格を満たしている者を営業事業者の選定対象とする。
（２）**令和9年1月15日（金）午後4時から、**選定審査会において営業事業者がプレゼンテーション及び試食会を行い、（別紙２）営業事業者選定採点表に基づき評価し、最も高い評価点を得た者を選定する。
なお、予定しているメニューの中から試食会時には２品程度提供し審査を受けるため、12食分準備すること。
（３）最も高い評価点を得た者が2者以上ある場合は、「（別紙２）営業事業者選定採点表」の2～6の合計点数が高い者を選定する。
（４）参加者が1者であった場合についても評価し、基準点を70点とし、全審査委員の評価点が基準点を満たす場合のみ当該応募者を運営事業者の候補者とする。
（５）運営事業者の決定は、**令和9年1月18日（月）**を予定とし、選定審査会に参加した全事業者に文書での通知をする。
なお、審査結果に対しての異議申し立ては受付けない。
（６）運営事業者として決定した者が、使用許可申請を行わない場合は、評価点で次に高い者を運営事業者とする。

8　使用許可申請の手続き

行政財産使用許可申請書を毎年１月末日までに提出すること。
（初年度（今回）は、2月末日までに提出すること）
〔行政財産使用許可申請提出書類〕
※提出部数は各１通
以下の（２）～（９）は初年度のみの提出となる。また、行政財産使用許可の手続きに関する一切の費用は運営事業者の負担とする

（１）行政財産使用許可申請書
（２）食堂で提供するメニュー及び価格表、購買で販売する物品名及び価格表、自動販売機で取り扱う商品の商品名及び価格表を事業者独自の様式で提出すること。
（３）設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
（４）自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が事業営業事業者と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書または協定書等の写しを提出すること。
（５）自動販売機設置位置図（学校配置図に記入）
（６）自動販売機の管理関係証明書（様式10）
（７）「２．応募資格要件（７）」に示す国税及び市税の各納税証明書
（未納がない証明書でも可）
（８）証明書類（発行日から３ヶ月以内のもの）
＜法人の場合＞
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、
印鑑登録証明書及び代表者の資格証明書、委任状
＜個人の場合＞
印鑑登録証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
※印鑑登録証明書は、直近6ヶ月以内発行のものに限る。
（９）役員名簿（氏名＜漢字・ふりがな＞、生年月日、性別、住所、法人名、法人所在地）

9　営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者として決定を取消します。
（１）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じず、手続きが完了しなかった場合。
（２）事業者が資格要件を失った場合、または食堂・購買の営業に必要な許認可等が得られなかった場合。
（３）提出した書類に虚偽または不正があったことが判明した場合。

１０　スケジュール

現地見学･説明会申込み期間	令和 8 年 11 月 30 日（月）から 令和 8 年 12 月 3 日（木）午後 4 時まで
現地見学･説明会　時間連絡	令和 8 年 12 月 4 日（金）
現地見学・説明会	令和 8 年 12 月 5 日（土）午前 10 時～　正午～
質疑受付期間	令和 8 年 12 月 7 日（月）から 令和 8 年 12 月 10 日（木）午後 4 時まで
質疑回答	令和 8 年 12 月 16 日（水）
応募申込み受付期間	令和 8 年 12 月 17 日（木）から 令和 8 年 12 月 24 日（木）正午まで
選定審査会 （プレゼン、試食会）	令和 9 年 1 月 15 日（金）午後 4 時から
運営事業者の決定	令和 9 年 1 月 18 日（月）
使用許可開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

１１　その他

（１）手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とする。
（２）本募集要項に定めるもののほか、詳細については仕様書記載のとおりとする。
（３）提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
（４）提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。しかし、東大阪市または学校が本募集手続きの審査及び議会等の報告で必要と判断した場合は、書類の複製及び内容を無償で使用できるものとする。
（５）提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報及び業者独自の提案等は非公開）となる。

１２　募集に関する問い合わせ先

〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市　教育委員会事務局　学校教育部　高等学校課
担当者：宮田
電話：06-4309-3312
FAX：06-4309-3838
メール：koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp